

## 四半期報告書と後入先出法

——アメリカ税法と関連させて——

飯 岡 透

### 目 次

- 1 はしがき
- 2 後入先出法の生成
- 2 金額後入先出法の構造
- 4 アメリカ税法と金額後入先出法
- 5 後入先出法と食込問題
- 6 四半期報告書における後入先出法適用上の問題点
- 7 むすび

### 1 はしがき

中間財務諸表は当該中間会計期間における「有用な会計情報」を提供するために中間決算にあたって正規の決算手続とは異なる中間決算特有の手續を適用しなければならないが、こうした中間決算特有の手續のうちとくに重要な課題は営業費用を中間会計期間にいかに合理的に配分するかの問題であろう。

「中間財務諸表作成基準」によれば、この種の問題として、(1)繰延処理または繰上計上をする営業費用の中間会計期間への配分手続、(2)後入先出法を適用している棚卸資産について食込が生じた場合の売上原価の修正手続、(3)原価計算にあたって予定原価または標準原価を採用している場合の原価差額の処理手続などがある<sup>(1)</sup>。

これらの問題点のうち、(2)の棚卸資産の評価にあたって後入先出法を適用している棚卸資産について食込が生じた場合の売上原価の修正手続については、なお解決しなければならない多くの課題を抱えているように思われる。

そこで本稿では上に示した中間決算特有の手続のうち、この問題に焦点をしぼって若干の検討を試みることにする<sup>(2)</sup>。

- (1) 大蔵省企業会計審議会『中間財務諸表作成基準』第2 2の1, 4, 6。  
(2) 筆者は、この問題について、すでに「中間財務諸表におけるたな卸資産の評価」(『経済学論集』、第12巻1号)と題して論稿を発表しているが、新たに入手した資料の分析とその後の研究を加えてここに発表することにした。

## 2 後入先出法の生成

基準棚卸法はアメリカにおける後入先出法の発生母胎をなすものであるといわれている<sup>(1)</sup>が、基準棚卸法がアメリカで一般に問題とされるにいたったのは1920年代であり、イギリスから伝來したものである<sup>(2)</sup>。この方法がイギリスにおいて、いつ頃からまたいかなる企業において採用されたかについては明らかではないが、アメリカに伝来する以前の1880年代から既に若干の業種、とくに金属業においては実際に採用されていたといわれている<sup>(3)</sup>。アメリカにおいてはこの方法を1903年にAmerican Smelting & Refining Co. が採用し<sup>(4)</sup>、ついで1913年には National Lead Co. が、後には American Can Co., International Harvester Co. 及び Endicott-Johnson Co. などが相次いで採用した。

そこでまずこれら一部企業が当時は一般的な棚卸資産の評価方法とされていた低価法を排して、どのような目的ないし理由から基準棚卸法を実際に採用するにいたったかを検討する必要がある。1920年12月31日付の National Lead Co. の年次報告書はその理由を次のように述べている<sup>(5)</sup>。

「実際問題として、基準在庫(normal stock)は会社が営業を続けるために常に手持しなければならない機械と同じ性質を有するものである。たとえば、

#### 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

鉛地金 (pig lead) の価格が11セントになった場合、当社はその基準在高を売却することなしにはそれから実質上の利益を得ることはできない。しかし、その場合にはその時の価格でこの基準在高を買戻すか、さもなければ事業を解散させなければならない。後者の場合には、販売に基く利益よりもはるかに大きな価値をもつ暖簾の価値と市場開発に要した費用とを失うことになる。

こうした事情から、棚卸資産の価格を引上げ、帳簿上の利益を計上することは後に同額の帳簿上の損失が発生することになり自分自身を欺くものである。簿記は経営政策に影響を及ぼしがちである。原材料の価格の上昇によって帳簿上の利益を計上すれば会社は浪費ないし濫費をしがちである。他方、価格下落期に帳簿上の損失を計上することは経営者を落胆させまた困惑させがちである。このような帳簿上の損益が公表財務諸表に報告されるならば、株主もまた多額な損失をもたらす外見上の高利潤によってだまされることとなるであろう」

また、Endicott-johnson Co. は1936年11月30日付の年次報告書で次のように述べている<sup>(6)</sup>。

「監査人の勧告に基づいて当社は棚卸資産の評価法として基準棚卸法を採用した。この方法は能率的な経営活動の継続を保証するために多量の原材料、仕掛品及び靴製品が常に手持されなければならないという事実を考慮したものである。これら棚卸資産のうち、基礎的財貨——皮革及びゴム——の時価は常に著しく変動する。その結果、低価法ではこのような経営者のどうにもできない変動から生ずる損益が経営成績に算入されてしまう。基準棚卸法は基準在高を固定価格で記帳することによって、このような損益を最小にする。基準在高として記帳された棚卸数量及び固定価格は、貸借対照表に明示され監査報告書に註記される。基準在高を超過する在高はこれまでと同じように低価法によって評価される。この方法を採用することによって会社の現在の健全な状態を生み出す経営政策を続けることができると信じている。」

以上の引用文から基準棚卸法は、企業がその正常な経営活動を持続するた

めに常に保持しなければならない一定量の棚卸資産を一種の固定資産とみなし、その保持を可能にする方法として採用されたことは明らかである。つまり、当時の一般的な棚卸資産の評価方法であった低価法の下では、棚卸資産の価格変動により名目的な帳簿上の損益が計上され、その結果として企業の経営活動の継続のために必要な一定量の棚卸資産の保持は不可能となり、ついには企業自身の存続さえも危険となつたのである。そこで一定量の棚卸資産を性格上固定資産と考えることによって、その価格変動から生ずる影響を排除し、もって企業の永続をはからねばならないとしたのである。

こうして、基準棚卸法は National Lead Co. をはじめ一部の会社において実際に採用されたのであるが、最高裁判所は1930年4月14日の Lucas 対 Kansas City Structural Steel Co. 事件に対する判決において、この方法は「棚卸資産の評価にあたっては、企業の最善の会計慣行に従いかつ最も明確に所得を反映することが必要である」との税法の規定に違反するものとして否認するにいたつた<sup>(7)</sup>。しかしその後もペルベ (M. E. Peloubet) をはじめとしてこの方法の採用が強く要望され<sup>(8)</sup>、他方こうした最高裁判所における基準棚卸法の否認を契機にしてこの方法と同一の効果をもち、それに代わるべき新しい棚卸資産評価法としてアメリカ石油協会 (American Petroleum Institute) を中心に後入先出法が研究され、1934年11月12日に同協会の理事会は「石油業棚卸資産統一評価法」(Uniform Method of Valuing Petroleum Inventories) として後入先出法を採用すべきことを勧告したが、その概要は次のとおりであった<sup>(9)</sup>。

(1)当期売上高に当期原価の対応 棚卸資産の数量がほぼ変動しない限り、つまり売上数量が新たに取得した数量（生産及び購入）とほぼ等しい限り、原油及び製品の当期の原価が当期売上高に対して賦課されなければならない。

(2)原油 原油在庫（棚卸資産）の原価を計算する場合に、当期の生産及び購入がまず当期の売上原価及び当期の作業に適用されなければならない。実行可能な場合には、当該会社で取扱われている各等級の原油は「等級」が

## 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

最小になるよう分類することができる。

(3)製品 製品在庫の原価を計算する場合に、当期の生産及び購入がまず当期の売上原価及び当期の作業に適用されなければならない。当該会社で取扱われている石油製品のさまざまな種類や銘柄は「製品」が最小になるよう分類することができる。製品の数をどの程度とすべきかについて確定的な勧告はしないが、「後入先出」法の平均的効果を充分利用できるようその数ができるだけ最小するよう提案する。

(4)評価 「後入先出」法を開始するにあたって、棚卸資産の評価額は保守的または合理的な金額でなければならない。将来、時価がこの規則的な棚卸資産の金額より下がる場合でも、棚卸資産の評価額を時価まで引下げるべきではない。棚卸資産の時価が貸借対照表価額に満たない場合には、その大体の差額が明確になるように金額か百分率でこの事情を括弧書または脚注に示さなければならない。

(5)輸送費 棚卸資産の評価額を確定するにあたって、すべての輸送費を算入しなければならない<sup>(10)</sup>。

こうしたアメリカ石油協会の後入先出法に関する勧告は、アメリカ会計士協会の棚卸資産特別委員会によても認められ、1936年5月に公表された同委員会の報告書では次のように述べている<sup>(11)</sup>。

「アメリカ石油協会によって勧告された石油業の棚卸資産評価に関する『後入先出法』はこの方法が会社の所得を正しく示すものとして会社の要求や見解に合致するものと認めて毎年継続的に適用する限り、その会社にとって認められた会計原則となる。しかし後入先出法を採用した会社によって公表財務諸表にこの方法を採用した旨及び「後から入庫した」財貨を「先に払出した」と考える時間の単位として採用した期間が一事業年度であるか、それより短い期間であるかまたは長い期間であるかについての情報を含む後入先出法の適用の方法を完全かつ明瞭に開示することが重要である。」

こうして後入先出法はアメリカ会計士協会によって認められこととなつたが、1938年には内国歳入法も特定の業種（非鉄金属の生産・加工業者及び製革

業者)に限ってこの方法の採用を認め、翌39年にはこの制限も撤廃され、ここに後入先出法は業種や棚卸資産の種類を問わず全面的に採用が認められるにいたったのである<sup>(12)</sup>。

このように、後入先出法は「基準棚卸法における基準棚卸量に代わるもの、期末棚卸量中の期首棚卸量に相当する数量に求め、基準価格に代わるもの、期首棚卸量の実際取得原価に求めて、基準棚卸法に内在した主觀性を排除することにより、結果的には、基準棚卸法を合法化したものであるということができる」<sup>(13)</sup>ところから、後入先出法が棚卸資産の評価方法として税法上正式に承認されるにしたがい基準棚卸法の採用にたいする要望は次第に弱められていったのである。

いうまでもなく、後入先出法においては最近購入された棚卸資産から逐次払出が行なわれるという仮定に立脚して売上原価が計算されるため、当期の収益には当期の費用が賦課され同一価格水準に基づく費用収益の対応を可能とさせる結果、この方法は物価変動に基づく棚卸資産損益<sup>(14)</sup> (inventory profit and loss) を排除し、適正な損益を算定するための有力な棚卸資産評価法であるとして注目されるにいたったのであるが、この方法の下において常に同一価格水準に基づく費用収益の対応がなされ、棚卸損益の排除が保証されるものとは限らない。それは期末数量が期首数量より減少する場合、いわゆる食込 (liquidation) の生ずる場合にはその減少部分は期首在庫の単価により計算される結果、売上原価は売上収益と異なる価格水準によって計上されることとなり、その限りで同一価格水準に基づく費用収益の対応は不可能となるからである。

そしてこの事実は同一価格水準に基づく費用収益の対応という後入先出法の目標を達成するための大きな障害とされ、現にアメリカにおいては第二次大戦による財貨の不足は必然的に企業が常時保有する棚卸資産に食込を生ぜしめ、その食込分を補充するのに必要な価格以下の非常に低い価格の棚卸資産が売上収益に賦課されることとなり、その結果、課税所得算定上異常に高い利益が計上され、しかもそれに戦争による非常に高率の超過利潤税が課さ

## 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

れたため納税者に特に深刻な影響を与えることとなったのである。

この事態に直面して納税者は1942年国会及び財務省に対して次の諸点を指摘して後入先出法を採用した企業におけるこうした不合理を是正する立法措置が講ぜられるよう要望した<sup>(15)</sup>。

(1)正常な状況の下においては基準在庫の食込は発生せず、したがって1942年の売上収益に低い原価の棚卸資産を対応させることによって課税所得が膨脹するようなことはなかった。戦争による基準在庫の止むを得ない食込によって税負担は増加すべきでない。

(2)強制的な棚卸資産の食込によって生じた利益が戦時の高い税率によって課税されるならば、その棚卸資産を補充するのに必要な資金を保持することができず、戦後に平和産業を再開することも不可能になる。

(3)最後に、このような課税の結果後入先出法を選択している納税者は棚卸資産の食込を恐れ、基準在庫を保持するため財貨の出荷をおくらせることになり、そのため戦時計画を妨げることになる。

納税者によるこうした要望の正当性は議会及び財務省によって認められるところとなり、1942年の歳入法の改正となって結実した<sup>(16)</sup>が、この改正は戦時の止むを得ない棚卸資産の食込 (involuntary wartime inventory liquidations) の影響を納税者の所得から除外することを目的としたもので大要次の如くであった<sup>(17)</sup>。

戦争による止むを得ない食込の行なわれた棚卸資産が戦争終了後3年以内に補充される場合には、納税者は食込の行なわれた年度の課税所得を実際に補充の行なわれた年度に修正することができる。その際修正が認められる範囲は食込の行なわれた棚卸資産の補充に要する価格とその棚卸資産の原価との差額であり、前者が大きいときは食込が行なわれた年度の課税所得をその差額だけ減らし、逆に小さいときはその差額だけ増加させこの調整によって生ずる税の過不足額は追徴または還付される<sup>(18)</sup>。

たとえば、1942年に止むを得ない食込のため棚卸資産が単価10ドルで収益に賦課され、1947年に単価15ドルで補充が行なわれたと仮定すれば、1942年

の課税所得は補充された棚卸資産に原価と補充価額との差額5ドルを乗じた額だけ減らされ、しかもその際1947年の期末在庫のうちこの補充について単価10ドルで記帳されることになる<sup>(19)</sup>。

さて、国会及び財務省は戦時の止むを得ない棚卸資産の食込から生ずる異常な利益に対して戦時生産計画を達成するための有効な対策として以上述べた税務上の救済措置を講じたのであるが、この措置は戦争という緊急事態における臨時的措置としてのみ必要であるばかりか、平時においてもこうした措置を必要とする事態はしばしば発生する。この点について、バッターズ(Butters, J. Keith)は次のように述べている<sup>(20)</sup>。

「1948年1月1日に終了する戦時の止むを得ない棚卸資産の食込に対する特別の取扱いに関して同一の問題が平和時においても発生するのではないか」という疑問が生ずる。たとえば、主要供給先の工場におけるストライキのため、さらに極端な例をとれば年度末近くに納税者の工場の火災のため棚卸資産が異常に少なくなったとしよう。その場合後入先出法を続けてこうした棚卸資産の食込による損益を実現損益とみなすかあるいは戦時の止むを得ない棚卸資産の食込の場合と同じように考えるべきか。」

こうして、バッターズは平時においてもストライキや火災等の特別な事由のための棚卸資産に食込の生じた場合には、戦時の場合と同様に次のような救済措置が必要であるとしている<sup>(21)</sup>。

(1)止むを得ない食込であると認められる食込の種類を財務省が定め、これに対しては戦時中になされたと同一の取扱いをすること

(2)一定期限、たとえば1年以内に補充される食込のすべてを止むを得ない食込とみなして特別の措置の適用を認めること

こうした主張は1954年内国歳入法の改正に取り入れられ、止むを得ない食込には戦争による食込のほか、国家間の正常な通商関係の破壊による食込が追加されたほか、平和時であっても軍備充実のために政府の命令で割当制度が採られて食込が生じた場合にも止むを得ない食込と認めるなど救済措置の適用範囲が広げられたのである<sup>(22)</sup>。

## 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

- (1) 渡辺進『棚卸資産会計』、森山書店、昭和33年、165ページ。
- (2) 渡辺『同上書』、165ページ、番場嘉一郎『棚卸資産会計』、国元書房、昭和38年、458ページ。
- (3) 渡辺『同上書』、166ページ。
- (4) National Lead Co. は少なくとも1905年には基準棚卸法を採用していたが、1920年の営業報告書において、はじめてその内容が明らかになったとされている (“Base Stock Inventories and Federal Income Taxation,” *<Legislation> Harvard Law Review*, June, 1938, vol. 51, p. 1431)。またアメリカにおいて基準棚卸法について最初に取上げた文献は同社の H. T. Warshaw 氏による “The Normal Stock Method of Inventory Valuation,” *N. A. C. A., Year Book*, 1922, p. 68. だろうといわれている (Reitell, Charles and Harris, Gould L., *Cost Accounting, Principles and Methods*, Third Ed., International Textbook Co., 1948, p. 198)。
- (5) National Lead Company, Annual Report, December 31, 1920, p. 5. (Butters, J. K., *Inventory Accounting and policies*, Division of Research, Graduate School of Business Administration, Harvard University, 1949, p. 67).
- (6) Endicott Johnson Corporation, Eighteenth Annual Report, November 30, 1936, p. 2 (*Ibid.*, pp. 67—68).
- (7) Lucas, Commissioner of Internal Revenue V. Kansas city Structural Steel Co. 事件については、*Ibid.*, p. 247, 注4及び渡辺『前掲書』、187—192ページを参照。
- (8) Maurice E. Peloubet, “Present-Day Problems in Inventory Valuation”, *N. A. C. A.. Year Book*, 1936, pp. 164—187.
- (9) Jannis C. Paul, Poedtke Carl H., Ziegler Donald R., *Managing and Accounting for Inventories-Control Income Recognition and Tax Strategy*, (John Wiley & Sons, 1980), pp. 172—173. 渡辺『前掲書』、253—254ページ。
- (10) アメリカ石油協会の「石油業棚卸資産統一評価法」に示された具体例については、*Ibid.*, pp. 173—175及び渡辺『同上書』、312—314ページを参照。
- (11) *Ibid.*, p. 176, 渡辺『同上書』、257ページ。
- (12) 1938年アメリカ内国歳法の規定及び翌39年の改正の内容については、渡辺『同上書』、267—273を参照。
- (13) 番場『前掲書』、459—460ページ。
- (14) ここに棚卸資産損益とは「二時点（一般に期首と期末）において所有する物理的に等量の棚卸資産に附された評価額の変動」をいう (Butters J. K., *op. cit.*, p. 141)。

- (15) *Ibid.*, pp. 195—196. 渡辺『前掲書』, 451ページ。
- (16) Internal Revenue Code, Section 22(d)—6.
- (17) 戦時の止むを得ない食込の原因として、内国歳入法では次の5つを掲げている (Butters, J. K., *op. cit.*, p. 198, 注3, 渡辺『前掲書』, 446—447ページ, 番場『前掲書』, 544ページ)。  
(1)敵国の拿捕または輸入資材の供給源の統制  
(2)船舶その他の輸送機関の不足  
(3)優先割当制 (priority) または配給制による原材料の不足  
(4)労働力の不足  
(5)その他戦争による納税者の避けることができない事情
- (18) この規定は第2次世界大戦による棚卸資産の食込に対処するものであり1940年12月31日の翌日から1948年1月1日の前日までに開始する課税年度において食込があり、1951年1月1日の前日に終了する課税年度において、その一部または全部の補充が行なわれたときに適用される。なお、1951年の内国歳入法の改正によって、この規定の適用期間は2年間延長することが認められ、1953年1月1日の前日に終了する課税年度と改正された。さらに朝鮮動乱による食込の対策として1954年の内国歳入法では1950年6月30日の翌日から1955年1月1日の前日までに終了する課税年度において食込があり、1956年1月1日の前日に終了する課税年度において、一部または全部の補充が行なわれた場合にも認めることになった。  
(Jannis C. Paul, Poedtke Carl H., Ziegler Donald R., *op. cit.*, p. 180, 渡辺『前掲書』, 445—446. 番場『前掲書』, 543—547)。
- (19) Butters, J. K. *op. cit.*, p. 197.
- (20) *Ibid.*, p. 202.
- (21) *Ibid.*
- (22) 番場『前掲書』, 547—548ページ。

### 3 金額後入先出法の構造

後入先出法には品目別後入先出法 (specific goods approach) と金額後入先出法 (collar value approach) とがある<sup>(1)</sup>。周知のように品目別後入先出法は棚卸資産を種類ごとに区分し、同一種類の棚卸資産のうち、最も新しく取得されたものから順次払出が行なわれ、期末棚卸資産は最も古く取得されたものからなるとみなして棚卸資産を評価する方法である。

#### 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

この評価方法では棚卸資産は異なる種類ごとに区分され、共通の単位で測定された棚卸資産の数量を基礎として原価配分が行なわれるため、多くの種類の棚卸資産を取扱う企業ではこうした方法を実行することは極めて困難であり、ここに金額後入先出法が主張されるに至ったのである。

金額後入先出法は売価還元後入先出法から発展した評価方法である<sup>(2)</sup>。売価還元法は百貨店など多種類の棚卸資産を取扱う業種では比較的古くから採用されていた<sup>(3)</sup>。それはこうした業種では品目別に棚卸資産の数量と単価を記録することはほとんど不可能であったため、商品部門別に期末の手持商品の小売価格に原価率を適用して期末棚卸資産の原価を算定する売価還元法が広く利用されることになったのである。

ところで1941年に始まった第2次大戦に伴う物価騰貴と戦時課税の重圧に対して企業は何らかの対策を講ずる必要に迫られたが、さきに述べたように、こうした業種では1939年以降税務上特定の業種に限定されることなく全面的に採用が認められることになった品目別後入先出法を適用することは困難であり、そのため売価から原価を還元する方法を用いながら後入先出計算を適用する方法、つまり「商品部門別に手持商品の期首棚卸額と期末棚卸額の価格指数による換算額とを比較し後入先出計算を行なう<sup>(4)</sup>」売価還元後入先出法が主張されたのである。

こうした主張は全国百貨店協会（National Retail Dry Goods Association, NRDGA）によって推進されたが、その際 NRDGA は全国産業協議会（National Industrial Conference Board, NICB）に物価指数の作成を依頼し、NICB は商品を50種に分類して指数を作成し1942年3月に発表した。その結果、多くの加盟会社はこの NICB の指数を用いて税務上後入先出法を採用しました決算報告でもこの方法を用いることとなった<sup>(5)</sup>。また NRDGA は財務省が税務上売価還元後入先出法の採用を承認するよう猛運動を展開したが、結局承認されるに至らなかった<sup>(6)</sup>ため、遂に1945年11月に NRDGA はハツラーベルト（Hutzler Brothers Company）をテストケースとして合衆国租税裁判所に提訴した。その判決は1947年1月に下され、ハツラーベルト

が勝訴した結果、翌48年3月に売価還元後入先出法を認める財務省告示(Treasury Decision 5605)が出された<sup>(7)</sup>。

こうして、売価還元後入先出法は税務上その採用が認められることになったが、この判決文においては売価還元法以外の方法を用いている納税者が後入先出法を適用する場合に物価指数を用いて棚卸資産を評価することができるかどうかは明確にされなかった<sup>(8)</sup>。

そのため売価還元後入先出法の採用が税務上認められるようになった後にも、こうした物価指数を用いる後入先出法が売価還元法を採用しない小売業にも適用できるかどうかが大きな問題となり、遂に1948年2月合衆国租税裁判所はバース(Basse)事件及びスウェニー(Sweeney)事件<sup>(9)</sup>について物価指数を用いて後入先出法を適用することを有効と認め、この判決に伴い翌49年11月には財務省告示(第5756号)によって金額後入先出法が税務上認められるに至ったのである。

- (1) AICPA, Accounting Standards Division, Task Force on LIFO Inventory Problems, *Issues paper, Identification and Discussion of Certain Financial Accounting and Reporting Issues Concerning LIFO Inventories*, AICPA, 1984, p. 4. なお、番場教授は後入先出法を unit cost lifo と dollar-value lifo とに区分している(番場『前掲書』, 454ページ)。
- (2) 渡辺『前掲書』, 386及び392ページ。
- (3) 渡辺教授の研究によれば、ニューヨークのメイシー百貨店では売価還元法と類似している利益率法(rating system)が既に1871年秋に用いられており、売価還元法が一般に普及したのは1915年以降のことであるとされている。またこの方法が税務上最初に導入されたのは1920年のことである(渡辺『前掲書』, 402—403ページ)。
- (4) 番場『前掲書』, 508ページ。
- (5) 渡辺『前掲書』, 417ページ, 番場『同上書』, 508ページ。Butters, J. K., *op. cit.*, p. 215.
- (6) この間の事情については、Butter, J. K. *Ibid.*, pp. 216—217, pp. 300—320, 番場『同上書』, 509—512ページ, 1134—1139ページを参照。
- (7) *Ibid.*, p. 217, 渡辺『同上書』, 417—418ページ, 番場『同上書』, 511—513ページ。

- (8) *Ibid.*, p. 218, 渡辺『同上書』, 415ページ。
- (9) バース事件及びスウィニー事件については, *Ibid.*, pp. 191—192, 番場『前掲書』, 513—519を参照。

#### 4 アメリカ税法と金額後入先出法

さきに述べたように品目別後入先出法においては棚卸資産を品目別に区分し, 同じ品目の棚卸資産について個数や重量等の物理的単位で測定された払出数量や残高数量に一定の単位原価を適用して期末棚卸資産を評価する。これに対して, 金額後入先出法にあっては, 同質的原価 (homogeneous cost), つまり価格変動の類似性に基づいて棚卸資産を区分し, ついで期首及び期末の棚卸資産を指數によって基準年度の価格に修正して期末棚卸資産を評価する方法であり<sup>(1)</sup>, アメリカ税法でも「金額後入先出法は測定単位として特定財貨の数量と価格を利用するのではなく, 合計金額によって示した『基準年度』の原価を利用して棚卸資産の原価を決定する方法である」<sup>(2)</sup>, と規定している。

##### (1) 金額後入先出法におけるプーリング

金額後入先出法を適用するにあたっては, まず棚卸資産を単数または複数のプールに区分する必要がある。アメリカ税法ではこのプーリングについて製造業と販売業に分けて, 概要次のように規定している<sup>(3)</sup>。

##### (i) 製造業及び加工業におけるプーリング

製造業及び加工業の場合には, 後述の複数のプーリング (multiple pooling) を選定しない限り, 本来の事業単位 (natural business unit) における棚卸資産に対する投資額全体が 1 つのプールを構成する。したがって, 企業が 1 つの本来の事業単位から構成されている場合には, 原材料, 仕掛品及び製品を含む棚卸資産のすべてが 1 つのプールとされる。同じ型の棚卸資産が複数の本来の事業単位に属する場合で, 財務長官 (commissioner) が納税者の所

得を明瞭に示すために必要であると認めたときは、その棚卸資産をそれぞれの本来の事業単位に按分することができる。

企業が複数の本来の事業単位から構成されているか否かは当該事情の下における事実により決定されるが、その場合に考慮されるべき重要な事項としては次のものがある。

- ①納税者により経営管理のために採用されている本来の事業単位
- ②独立した別個の生産設備及び工程の存在
- ③独立した事業に関する別個の損益記録の保持

ただし、これらが単に地理的に異なるという理由だけで設けられている場合は、本来の事業単位とみなす理由とはならない。

製造業あるいは加工業の場合、本来の事業単位は、通常、企業の1つの生産工程または複数の関連する生産工程（原材料の取得、加工及び製品の販売を含む）でのすべての生産活動から構成される。したがって、製造業あるいは加工業の場合、資材倉庫の保有と利用は、それだけでは一般に本来の事業単位とはならない。また納税者が部品供給部門を設置し、その部門の製品が企業の外部に販売されるかまたは納税者の他の部門に別の製品の部品として使用するために供給される場合には、その部品供給部門は通常、独立した別個の本来の事業単位となる。通常、加工部門の製品が、その段階でも売却可能ではあるが、外部に売却されずにさらに加工されるあるいは別の製品に組入れるために別個の部門として運営されていない他の部門に供給される場合には、その部門は本来の事業単位とはならない。他方、製造あるいは加工部門の製品が本来の事業単位とされる納税者の独立した別個の部門に供給される場合には、その供給部門は通常、それ自体で本来の事業単位となる。しかし、製造あるいは加工部門の製品の一部が加工のある段階で他に売却され、残りの製品はさらに加工されあるいは別の製品に組入れられるという事実だけでは、その売却された部分の製品に費された企業活動が当然に別個の事業単位となるための決定要因とはならない。また製造業や加工業が他から購入した財貨の卸売や小売をしている場合に、こうした購入物品の卸売や小売の活動

#### 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

は製造あるいは加工部門の一部とはみなさない。

アメリカ税法では、棚卸資産の期末評価法として金額後入先出法を適用する場合のプーリングについて、ほぼ以上のような規定をするとともに、さらに本来の事業単位について次のような具体例を示している。

＜例示1＞ ある製造会社は、洗濯機、ドライヤー、レンジ、マングル及び皿洗器を製造している部門とラジオ及びテレビを製造している部門とからなっている。ラジオ及びテレビの製造設備と工程は洗濯機などの製造設備等とは異なる。こうした状況の下では、企業は2つの事業単位からなり、後入先出法が適用される棚卸資産は2つのプールからなるとみなすのが適切である。

＜例示2＞ 納税者は工場の1つでプラスチックを製造している。大部分の製品はプラスチックとして販売されるが、残りは消費者に直接販売されるプラスチック製玩具の製造のため納税者の第二工場に出荷される。納税者はプラスチック工場と玩工具場とを別部門として運営している。このような場合は、製造工程が異なりまた別部門となっているため、納税者は2つの本来の事業単位をもつことになる。

＜例示3＞ 納税者は製紙業に従事しているある加工の段階では、つや出し前の紙が生産され、大部分はこの段階で売却される。残りはつや出した紙が製造される最終工程に送られた後に売却される。つや出し前とつや出し後の紙は同一の生産工程で生産されるので、納税者は、1つの本来の事業単位をもつことになる。

納税者は本来の事業単位に代えて、棚卸資産の品目について複数のプールを設けることもできる。それぞれのプールは通常きわめて類似している棚卸資産の品目を1つのグループとする。こうした類似性があるかどうかは個々の事実と状況によって判定されるのであり、すべての納税者に適用されるプール選定に関する詳細なルールはないが、類似性の判定に考慮されるべき重要な決定要素は、たとえば、①使用された原材料の種類あるいは加工作業の著しい類似性、②使用された原材料の互換性の程度、③製品の用途の類似性、

④企業内部の会計と経営管理目的のプーリングとの継続的準拠性、⑤納税者の業種の通常の実務への準拠性などである。

またプールの選定にあたっては、金額後入先出法が適用される棚卸資産の品目の性質や納税者の事業活動に対するその品目の重要性を考慮しなければならない。同じ種類の棚卸資産が納税者の本来の事業単位及び複数のプールに含まれている場合に、財務長官が納税者の所得を明瞭に反映させるために必要であると判断した場合には、その棚卸資産を本来の事業単位と複数のプールに振り分けることができる。

(ii) 販売業におけるプーリング

卸売業、小売業、仲継人、代理店などの棚卸資産の品目は、商品の流通経路、型及び種類ごとにプールが設定される。このようなグルーピングを行なうにあたっては、納税者の属する業種の慣行が重視される。こうした業種の慣行の一例は、デパートの各部門である。

また財務長官が適當と認めた場合には、販売業でも上述した本来の事業単位ごとのプーリングが認められる。卸売業及び小売業が製造業あるいは加工業を兼ねる場合には、製造や加工業務に利用されている棚卸資産のプーリングは、製造業の場合におけるプーリングのルールに従わなければならない。

(2) 金額後入先出法における指標の計算

さきに述べたように、金額後入先出法によって期末棚卸資産の評価額を確定する場合に、指標の算定方法が重要な課題となるが、アメリカ税法は原則としてダブル・エクステンション法 (double-extension method) により算定すべきものとしている。ただし技術的変化が著しい場合、棚卸資産品目が極めて多種類の場合、その種類が極端に変更する場合などの理由からこの方法の適用が実務上不可能なときは、その品目の全部または一部について指標法 (index method) の採用が認められている。さらに納税者が提出する書類によってダブル・エクステンション法及び指標法の採用が実務上不可能であるかあるいは棚卸資産の性格から適切でないと税務署長が認めた場合には、リン

## 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

ク・チェン法(link-chain method) の採用も認められている。

### (i) ダブル・エクステンション法

ダブル・エクステンション法は次の手続によって期末棚卸資産を評価する<sup>(4)</sup>。

①この方法の下では、課税年度末のあるプールに属する棚卸資産の各品目の数量を基準年度の単価と当年度の単価で評価する。それからこれら2つの原価での評価額についてそれぞれの合計額を算定する。

いまでもなく、前者の合計額は基準年度の原価による当期末棚卸資産評価額を表わし、後者の合計額は当年度の原価による当期末棚卸資産評価額を示しているが、一般に基準年度の原価としては、後入先出法をはじめて採用した課税年度開始日に確定した原価が利用される。

②あるプールに属する品目の当年度の原価の合計額は次のいずれかによつて算定される

(a)課税年度末に最も近い時期に購入あるいは製造された商品の実際原価を参照して算定する

(b)課税年度中に購入あるいは製造された商品の取得順序による実際原価を参照して算定する

(c)課税年度中に購入あるいは製造された商品の原価に加重平均法を適用して算定する

(d)財務長官が所得を明瞭に示すものと認めたその他適切な方法により算定する

③ダブル・エクステンション法では、あるプールに基準年度以降はじめて追加された品目の基準年度の単価は、その追加された最初の年度に確定されなければならない。この場合に納税者がその追加された品目を基準年度の原価で積上計算(reconstruct) できないときは、追加された年度の原価をもって基準年度の単価とする。また追加された品目が基準日現在に存在しない製品あるいは原材料であるならば、その品目が基準年度に存在したと仮定した場合の原価を合理的手段を用いて確定して積上計算を行なう。さらに基準日

にその品目は存在していたが納税者が所有していないときには、その品目を納税者が所有していたと仮定して利用可能な資料や記録によって決定する。財務長官の承認の下に追加された品目の基準年度の単価が積上計算あるいはその他の方法で決定されている場合には、その単価がダブル・エクステンション法を適用するにあたって基準年度の単価として用いられる。納税者が財務長官の承認の下に基準年度の単価を決定したわけではないが、基準年度以降の年度にその品目の原価について積上計算を行ない、その結果を財務長官が承認した場合には積上計算した原価のうち最も早い年度の原価を基準年度の単価として用いることができる。

④特定の課税年度に棚卸資産のあるプールで増加または食込があったかどうかを決定するためには、そのプールに属する当年度末の基準年度の原価による棚卸資産評価額と当年度開始日の基準年度の原価による棚卸資産評価額とを比較し、この当年度末の棚卸資産評価額が当年度開始日の棚卸資産評価額を超える場合には、当年度にそのプールで増加 (increment) があったものとみなす。当年度において増加があった場合には、そのプールに属する棚卸資産の基準年度の原価の合計額に対する当年度の原価の合計額の比率を算定しなければならない。そして基準年度の原価により算定された当期の増加額にこの比率を乗じた額が当期増加額の金額後入先出法による評価額である。この当期増加分に対する金額後入先出法による評価額を以下年度別増加額 (layer of increment) と呼ぶこととするが、この年度別増加額はプール別に計算され、その記録を保持しなければならずまた年度別増加額は年度毎に区別して記録しなければならない。

他方、あるプールに属する当年度末の棚卸資産評価額がそのプールの当年度開始日の棚卸資産評価額より少ない場合には、当年度にそのプールで食込があったものとみなす。こうした食込額はそのプールの当年度開始日の棚卸資産評価額の当年度末棚卸資産評価額を超える額まで最も新しい年度別増加額を控除することにより算定される。食込額が最も新しい年度別増加額から控除しきれない場合には、食込額がなくなるまで新しい年度別増加額の順に

## 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

食込額を控除する。食込額の合計額が年度別増加額の合計額を超える場合には、その超過額は基準年度の棚卸資産から控除する。

### (ii) 指数法

金額後入先出法の適用にあたって、さきに述べた理由からダブル・エクステンション法を利用できない場合、それに代えてあるプールに属する棚卸資産のすべての品目または一部の品目について指数法を採用することが認められている。この場合、あるプールに属する代表的な品目の基準年度の単価に対する当年度の単価の割合から指数を算定する内部指数法 (internal index method) ないし直接指数法(direct index method)及び企業外部の資料、たとえば労働統計局 (Bureau of Labor Statistics, BLS) が公表する指数などを利用する外部指数法 (external index method, externally generated index method)<sup>(5)</sup>のほか、その他適切な統計的方法によって指数を算定することも認められている。ただし、利用する指数は適用するプールに対して適合するものでなければならず、また指数計算の妥当性及びこの指数を使用するにあたっての正確性、信頼性及び適合性については税務署長の承認を得たものでなければならないとされている<sup>(5)</sup>。

### (iii) リンク・チェン法

技術的理由やデザインの変化などのため、製品が変更されたなどの理由からダブル・エクステンション法や指数法の利用が不可能あるいは不適切な場合、指数の計算にあたってリンク・チェン法の採用が認められている。この方法においては、指数は前年度までの累加価格指数 (cumulative index) に当年度の指数を乗じて算定される。

理解を容易にするため、これまで述べてきたダブル・エクステンション法、指数法及びリンク・チェン法のそれぞれについて事例を示せば次のとおりである<sup>(6)</sup>。

## ダブル・エクステンション法による金額後入先出法の計算事例

(LIFO reserve) は先入先出法に基づく期末棚卸資産評価額と後入先出法による期末棚卸資産評価額との差額である。

(22) \$167,000 - \$166,900 = \$100

AA及びI(は19×3年に新たに取得した場合)である。

## 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

### ダブル・エクステンション法による計算事例の説明

指数 = 当期単価による期末棚卸高 ÷ 基準年度の期首単価による期末棚卸高

#### (1) 19×1年12月31日現在の期末評価額

期末評価額 = 基準年度の期首棚卸高 + (期末棚卸資産数量 × 基準年度の期首単価  
- 基準年度の期首棚卸高) × 指数

$$\text{指数} = (\$183,700 \div \$167,000) \times 100 = 110.00$$

$$\text{期末評価額} = \$150,000 + (\$167,000 - \$150,000) \times 110.00 = \$183,700$$

#### (2) 19×2年12月31日現在の期末評価額

19×2年は食込があるため、次のように算定される。

期末評価額 = 基準年度の期首棚卸高 + (基準年度の期首単価による19×1年度増加  
高 - 基準年度の期首単価による19×2年度食込高) × 19×1年度の指数

$$\text{期末評価額} = \$150,000 + (\$17,000 - \$100) \times 110.00 = \$168,590$$

#### (3) 19×3年12月31日現在の期末評価額

期末評価額 = 19×2年度期末評価額 + (19×3年度期末棚卸資産数量 × 基準年度の期  
首単価 - 19×2年度の期末棚卸資産数量 × 基準年度の期首単価) × 指数

$$\text{指数} = (\$223,105 \div \$177,900) = 125.41$$

$$\text{期末評価額} = \$168,590 + (\$177,900 - \$166,900) \times 125.41 = \$182,385$$

### 内部指數法による金額後入先出法の計算事例

品目	期末棚 卸数量	基準年度原価		当期末原価		指 数	後入先出法 による金額
		単価	金額	単価	金額		
<b>19×3年12月31日現在(棚卸資産の代表的品目)</b>							
C	5,400	\$ 4.00	\$ 21,600	\$ 5.25	\$ 28,350		
E	6,200	8.00	49,600	10.10	62,620		
G	2,200	11.00	24,000	13.00	28,600		
H	10,500	2.00	21,000	3.00	31,500		
I	3,500	13.00	45,500	13.50	47,250		
			\$ 161,900		\$ 198,320		
					\$ 223,105	122.50	
					122.50		
					\$ 182,126		
						100.00	\$ 150,000
						110.00	18,590
						122.50	18,652
							187,242
							223,105
							\$ 35,863
<b>当期末原価による期末棚卸高 (FIFO)</b>							
<b>指 数</b>							
<b>基準年度原価による期末棚卸高</b>							
<b>19×1年1月1日基準在庫</b>							
<b>19×1年度購入分</b>							
<b>19×3年度購入分</b>							
<b>合 計</b>							
<b>当期末原価による期末棚卸高 (FIFO)</b>							
<b>後入先出引当金</b>							

外部指標法による金額後入先出法の計算事例

当期原価による19×3年度末棚卸高(FIFO)			\$ 223,105
企業の外部から入手した指標（たとえば、指標は売価還元後入先出法では、製品コードにより労働統計局のデパート部門の指標に基づいて算定される。また売価還元後入先出法の場合には小売価格から原価へ換算するため修正が行なわれる。）			
基準年度原価による期末棚卸高		122.50	
		<u>\$ 182,126</u>	
	基準年度原価	外部の指標	後入先出法による金額
19×1年1月1日基準在庫	\$ 150,000	100.00	\$ 150,000
19×1年度購入分	16,900	110.00	18,590
19×3年度購入分	15,226	122.50	18,652
	<u>\$ 182,126</u>		187,242
当期末原価による期末棚卸高(FIFO)			223,105
後入先出引当金			<u>\$ 35,863</u>

### リンク・チエン法による金額後入先出法の計算事例

1	3,500	13.00	45,500	13.50	47,250		後入先出引出金
			\$ 204,750		\$ 223,105	108.96	
累加価格指數			115.55 × 108.96 = 125.91				
基準年度の期首			\$ 223,105 ÷ \$ 125.91 = 177,195				
単価による19×3							
年未棚卸高							

(注) 「ダブル・エクステンション法による金額後入先出法の計算事例」に示した (注) を参照。

#### リンク・チエン法による計算事例の説明

指數=当期末単価による期末棚卸高÷当期首単価による期末棚卸高

(1) 19×1年12月31日現在の期末評価額

期末評価額=基準年度の期首棚卸高 + (期末棚卸資産数量×基準年度の期首単価-基準年度の期首棚卸高) × 指數

$$\text{指數} = (\$ 183,700 \div \$ 167,000) = 110.00$$

$$\text{期末評価額} = \$ 150,000 + (\$ 167,000 - \$ 150,000) \times 110.00 = \$ 183,700$$

(2) 19×2年12月31日現在の期末評価額

19×2年は食込があるため、次のように算定される。

期末評価額=基準年度の期首棚卸高 + (基準年度の期首単価による19×1年度増加高-基準年度の期首単価による19×2年度食込高) × 19×1年の指數

$$\text{期末評価額} = \$ 150,000 + (\$ 17,000 - \$ 100) \times 110.00 = \$ 168,590$$

(3) 19×3年12月31日現在の期末評価額

期末評価額=19×2年期末評価額 + (19×3年度における基準年度の期首単価による期末棚卸高-19×2年度における基準年度の期首単価による期末評価額) × 累加価格指數

$$\text{期末評価額} = \$ 168,590 + (\$ 177,195 - \$ 166,900) \times 125.91 = \$ 181,552$$

## 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

- (1) Munter, Paul and Ratcliffe, Thomas A., *Applying GAAP and GAAS*, Vol. 1. (Matthew Bender, 1986), 8. 27—28.
- (2) United States Internal Revenue Code §1.472—8(a) (In: Jannis C. Paul, Poedtke Carl H., Ziegler Donald R., *op. cit.*, p. 410).
- (3) United states Internal Revenue Code. §1.472—8(b) (In: *Ibid.*, pp. 410—414), 白須信弘『アメリカ法人税法詳解』, 中央経済社, 昭和55年, 114—116ページ。
- (4) United States Internal Revenue Code. §1.472—8(e)(2) (In: *Ibid.*, pp. 415—416, 白須『同上書』, 117—119ページ).
- (5) AICPA, Accounting Standards Division, Task Force on LIFO Inventory Problems, *op. cit.*, pp. 4—5, 等松・青木監査法人編『海外会計実務ハンドブック』, 同文館, 昭和60年, 24ページ。
- (6) *Ibid.*, pp. 82—85.

## 5 後入先出法と食込問題

周知のように後入先出法は最も新しく取得した棚卸資産から払出しが行なわれるという仮定に基づいて売上原価が算定されるため、同一価格水準に基づく収益と費用の対応計算が行なわれ、物価変動による棚卸資産損益が排除されて適切な損益計算を可能とする棚卸資産評価方法として導入されたにいたったのであるが、この方法によって常に同一価格水準による費用収益の対応計算が行なわれるとは限らない。それは棚卸資産の期末数量が期首数量より減少する場合、つまり食込が生ずる場合には、その減少部分は期首在庫の単価によって計算されるため売上原価は売上収益と異なる価格水準によって算定されることになるためである。

すでに述べたようにアメリカにおいては第2次大戦による財貨不足により企業が常時保有する棚卸資産の食込に直面し、このため多額の課税所得が計上され、しかもこれに高率の戦時超過利潤税が課されたため納税者に深刻な問題を提起することになり、その結果財務省は1942年の歳入法でその救済策として、戦時の止むを得ない棚卸資産の食込が生じた棚卸資産については、その食込が生じた年度中に補充が行なわれない場合でもその後の実際に補充

が行なわれた年度にその補充量を食込量の原価をもって評価することにより課税所得を修正することを認めることとしたのである。

こうした戦時の食込に対する特別措置はやがて平時における同様の食込、たとえば仕入先の工場のストライキや火災、輸送の遅延、不測の需要増大等による一時的な食込、天候のいかんまたは復活祭の日取の変更から生じた需要の季節的な変動に伴う食込などの偶発的な食込は納税者のコントロールに服さない不可避的食込 (involuntary liquidations) であり、この種の食込は救済規定の対象に加えられなければならないとされ<sup>(1)</sup>、ここに食込問題は後入先出法の適用にあたっての重要な課題となったのである。

この食込をめぐり解決しなければならない問題としては、まず食込の損益に与える影響額 (effects on income of LIFO inventory liquidations) をどのように算定するかについてである。次にこの影響額について計算例を示して検討を加えよう<sup>(2)</sup>。

#### 後入先出法の下における棚卸資産食込の損益に与える影響額算定の事例

	先 入 先 出 法			後 入 先 出 法			商品期末 棚卸高の 先入先出 法と後入 先出法との 差額
	数 量	単 価	金 領	数 量	単 価	金 領	
(19×1年)							
商品期首棚 卸高	100	\$ 5	\$ 500(1)	100	\$ 5	\$ 500(1)	
仕 入	350	6	2,100	350	6	2,100	
出庫 (売上 原価)	(300) { (200)	5 6	(1,700) { (1,200)	(300)	6	(1,800)	
商品期末棚 卸高	150	6	900	150 { 100 50	5 6	800 { 500 300(2)	100
(19×2年)							
仕 入	200	7	1,400	200	7	1,400	
出庫 (売上 原価)	(280) { (150) (130)	6 7	(1,810) { (900) (910)	(280) { (30) (50) (200)	5 6 7	(1,850) { (150) (300) (1,400)	
商品期末棚 卸高	70	7	490	70	5	350	140

(1) 基準在高

(2) 19×1年増加高

( ) 減少

## 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

### ＜食込の損益に与える影響額の算定方法＞

a 法：棚卸資産の食込の補充：基準在高法

$$50\text{個} (\$7 - \$6) = \$50$$

$$\begin{array}{r} 30\text{個} (\$7 - \$5) = \\ \hline \$110 \end{array}$$

b 法：期首原価補充法

$$50\text{個} (\$6 - \$6) = \$0$$

$$\begin{array}{r} 30\text{個} (\$6 - \$5) = \\ \hline \$30 \end{array}$$

c 法：年度別在高の食込の補充：期末取替原価法

$$50\text{個} (\$7.20 - \$6) = \$60$$

$$\begin{array}{r} 30\text{個} (\$7.20 - \$5) = \\ \hline \$126 \end{array}$$

c 法では19×2年度末の補充原価は7.20 ドルと仮定して計算されて  
いる。

上に示した食込の損益に与える影響額の算定方法のうち、a 法は食込量について補充があった場合には19×2年の単価 7 ドルで評価されるので、単価 7 ドルで算定された売上原価と実際の売上原価との差額が影響額として示される。この金額は実際には単価 7 ドルで 200 個しか仕入なかった場合でも、280 個が単価 7 ドル、合計 1,960 ドルで出庫したものとすることを意味している。

次に b 法では、食込のあった年度の期首原価より低い価額での棚卸資産の利用から生じた売上原価の減少額が食込の損益に与える影響額を示すものと考えられている。さらに c 法は実際の売上原価と食込のあった年度末の補充に要する価額に基づく売上原価との差額をもって影響額とみなしている。

このように食込の損益に与える影響額の主たる算定方法として 3 つの方法が考えられるが、a 法と c 法は常に棚卸資産の一定在庫量を基準在高として企業が保持することを可能ならしめようとする考え方に基づいている。その際、食込の損益に与える影響額の算定にあたって a 法は最近実際に発生した原価(本事例の場合は 7 ドル) をもって影響額を算定することが客観的かつ合理的な方法であるとするのに対して、c 法は実際に補充する場合に要すると

予想される価額（本事例の場合は7.20ドル）をもって影響額を算定しようとするものである。さらにb法は食込のあった年度の期首原価をもって影響額を算定しようとするものであるから取得原価主義に立脚した影響額の算定方法といえよう。

棚卸資産の評価方法として後入先出法を採用した場合の食込問題をめぐるもう1つの重要な課題は、金額後入先出法を採用しているときにあるプールの棚卸資産に食込があった場合にそのプールのみの影響額を算定すべきか、あるいは他のプールの増加による影響額と相殺した正味額をもって食込の損益に与える影響額とすべきかという点である。

次に金額後入先出法の1つであるリンク・チェン法を採用した場合にプール別にこの影響額を算定するプール別計算と他のプールの増加による影響額と相殺した正味額をもって影響額を算定する結合計算とを例示をもって説明しよう<sup>(3)</sup>。

この事例において、プール1においては19×1年度及び19×2年度ともに期末棚卸資産は増加しているが、プール2では19×2年度に期末棚卸資産の食込が生じている。この食込について、プール別計算では126ドルが食込の損益に与える影響額として算定表示されるが、結合計算ではプール1の増加額とプール2の食込額とが相殺されてこの影響額は算定されない。

いうまでもなく、この事例で適用されているリンク・チェン法のような金額後入先出法では同質的な品目を1つのプールとし、そのプールに属する品目に食込があっても他の品目の数量的な増加によって補うことにより、品目別後入先出法の場合に生ずる食込の損益に与える品目別影響額を取除くことを目的とする評価法であるので、その限りでは結合計算が金額後入先出法の目的に従った計算方法ともいえるが、プールが全く異質品目ごとに設定されている場合に、プールごとの食込を相殺する結合計算には問題があるといえよう。

プール別計算及びプール結合計算における影響額の算定

リンク・チエン法

## 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

プール2		19×1年12月31日			19×1年1月1日(基準)			19×1年1月1日(基準)			19×1年1月1日(基準)		
		D	E	F	D	E	F	D	E	F	D	E	F
		450	9.00	\$ 4,050	9.27	\$ 4,172		19×1年1月1日(基準)			\$ 4,000	100.00	\$ 4,000
		260	1.60	416	1.65	429		19×1年度增加			541	103.04	557
		150	.50	75	.52	78		合計					
				\$ 4,541		\$ 4,679		103.04	当期末原価による期末棚卸資産(FIFO)		\$ 4,541		4,557
									後入先出引当金				\$ 122
19×2年12月31日		19×1年12月31日			19×1年1月1日(基準)			19×1年1月1日(基準)			19×1年1月1日(基準)		
		D	E	F	D	E	F	D	E	F	D	E	F
		400	9.27	\$ 3,708	12.05	\$ 4,820		19×1年1月1日(基準)			\$ 4,00	100.00	\$ 4,000
		310	1.65	512	1.90	589		19×1年度增加			541	103.04	557
		25	.52	13	.55	14		19×2年度(食込)			(433)	103.04	(446)
				\$ 4,233		128.11					\$ 4,108		4,111
								当期末原価による期末棚卸資産(FIFO)					5,423
								後入先出引当金					\$ 1,312
19×1年12月31日		累加価格指數			103.04×128.11=132.00			\$ 5,423 ÷ 132.00 = \$ 4,108			\$ 433 × (132.00 - 103.04) = \$ 126(食込の損益に与える影響額)		
プール結合計算													
19×1年12月31日		A	B	C	D	E	F	A	B	C	D	E	F
		300	\$ 2.00	\$ 600	\$ 2.10	\$ 630		19×1年1月1日(基準)			\$ 7,000	100.00	\$ 7,000
		600	5.00	3,000	5.25	3,150		19×1年度			1,341	103.93	1,394
		200	1.00	200	1.05	210		合計					8,394
		450	9.00	4,050	9.27	4,172		当期末原価による期末棚卸資産(FIFO)					8,669
		260	1.60	416	1.65	429		後入先出引当金					\$ 275
		150	.50	75	.52	78							

## 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

- (1) 番場『前掲書』, 547ページ。
- (2) AICPA, Accounting Standards Division, Task Force on LIFO Inventory Problems, *op.cit.*, p. 40.
- (3) *Ibid.*, pp. 43—44.

## 6 四半期報告書における後入先出法適用上の問題点

四半期報告書の作成にあたって四半期末の棚卸資産の評価に後入先出法を適用した場合には、(1)後入先出法による影響額の四半期別配分方法、(2)四半期末における食込の会計処理といった重要な問題に直面する。

### (1) 後入先出法による影響額の四半期別配分方法

アメリカの多くの企業は、次の理由から棚卸資産の評価方法として税務上の申告や株主への報告の目的では後入先出法を採用するが、内部報告目的では先入先出法、平均法、標準原価による方法などが利用されている<sup>(1)</sup>。

(1)会社は商製品の価格決定にあたって後入先出法よりも先入先出法、平均法あるいは標準原価による方法などを利用することが多い。

(2)後入先出法は通常製品の物的流れ (physical flow of the product) を想定しないため記録の保持が比較的容易である

(3)利潤分配やボーナス協定は後入先出法による棚卸資産評価に基づかない場合が多い

(4)年度末の棚卸資産の数量や価格について見積をしなければならない中間期間では厳密な後入先出法の採用は困難である

このため、棚卸資産に関する内部報告目的の金額と税務や株主報告など外部報告目的の金額とは相異することになり、その差額は後入先出引当金 (allowance to reduce inventory to LIFO, LIFO reserve) として処理され、この後入先出引当金の期間別増減額は「後入先出法による影響額」(LIFO effect)といわれている。

いうまでもなく、後入先出法は年次決算を前提に適用されているため、四

#### 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

半期報告書の作成にあたっては、この後入先出法による影響額を四半期別にどのように配分するかが問題となる。その配分方法としては、次の3つの方法が考えられる<sup>(2)</sup>。

(1)期首から当四半期末までの後入先出法による影響額に基づいて配分する方法（以下、第1法という。）

(2)年間の後入先出法による影響額を見積り、その見積影響額を各四半期に均等に配分するかあるいはなんらかの企業活動を示す基準によって配分する方法（以下、第2法という。）

(3)各四半期毎に実際価格変動指数を算定し、それに基づき後入先出法による影響額を計算する方法（以下、第3法という。）

第1法が支持されるのは後入先出法による影響額は実際に発生した四半期毎に算定されるべきであり、また年間の後入先出法による影響額を見積りそれを各四半期に配分する第2法は、当四半期の収益に四半期末に近い時期に発生した原価を対応させるという後入先出法の目的に適合しないとの理由からである。

これに対して、第2法は年間の価格変動の影響額はその年度全体に分散されるべきであるとの主張のほか、第1法のように頻繁に価格変動の影響額を算定することは困難であるとする実務上の理由からも支持されている。さらに第2法は四半期末の棚卸資産数量が事実年度末に保有すべき数量より少ない場合で、その事業年度末までにこの不足分が補充されると認められる一時的食込の問題をさけることもできるとして支持されている。

また第3法は、いわば実績主義の思考に基づき各四半期末に実際価格変動指数を算定して棚卸資産の評価額を算定しなければならないところからその実施は困難であり、とくに多品種の製品を製造している会社にとっては、実行が不可能であるとの理由からほとんど支持されていない<sup>(3)</sup>。

いま、第1法と第2法について事例をあげて説明すれば次のとおりである<sup>(4)</sup>。

四半期報告書における後入先出法の適用

## &lt;仮定&gt;

1. 当社は、会社内の会計帳簿においては先入先出法で記帳しているが、帳簿外では後入先出法で処理している。後入先出法による棚卸資産は、単一のプールからなる。
2. 当社における棚卸資産の価格変動に関する実際価格変動指数と予想価格変動指数の累計は次のように示される。

<u>各四半期末</u>	<u>実際価格変動指数</u>	<u>予想価格変動指数</u>
第1・四半期	1.00	1.03
第2・四半期	1.03	1.06
第3・四半期	1.05	1.06
第4・四半期	1.09	1.09

3. 例示を簡単にするため、各四半別の実際売上高と予想売上高は等しいものと仮定した。
4. 基準年度の原価による棚卸資産の増加は、最も早く取得した棚卸資産の取得原価で算定する方法 (the earliest acquisition method) に基づいている。本例ではその原価は第1・四半期の原価であると仮定している。
5. この例示は当社が後入先出法を適用した最初の年度である。

先入先出法による棚卸資産及び売上損益計算は次の通りである(累計額)。

	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
商品期首棚卸高	\$ 1,100	\$ 1,100	\$ 1,100	\$ 1,100
仕 入 高	880	2,300	3,960	5,200
売却可能な商品	\$ 1,980	\$ 3,400	\$ 5,060	\$ 6,300
商品期末棚卸高	1,000	1,300	1,700	1,400
売 上 原 価	\$ 980	\$ 2,100	\$ 3,360	\$ 4,900
売 上 高	1,400	3,000	4,800	7,000
売 上 総 利 益	\$ 420	\$ 900	\$ 1,440	\$ 2,100
総 益 率(%)	30%	30%	30%	30%

実際の四半期末棚卸資産ならびに予想価格変動指数を用いた後入先出法による予想四半期別棚卸資産と予想年度末棚卸資産の計算は次のとおりである。

四半期報告書と後入先出法（飯岡）

	各四半期末			
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
(1) FIFO による各四半期末商品棚卸高	\$ 1,000	\$ 1,300	\$ 1,700	\$ 1,400
(2) 予想価格変動指数	1.03	1.06	1.06	1.09
(3) 基準年度の原価による商品期末棚卸高				
((1)÷(2))	971	1,226	1,604	1,284
(4) 基準年度の原価による棚卸資産の増減				
((3)−商品期首棚卸高 \$ 1,100)	(129)	126	504	184
(5) 棚卸資産の増加高 ((4)×1.00※)	(129)	126	504	184
(6) LIFO による商品期末棚卸高(\$ 1,100 + (5))	971	1,226	1,604	1,284
(7) LIFO による影響額の累計 ((1)−(6))	\$ 29	\$ 74	\$ 96	\$ 116

※最も早く取得した棚卸資産の取得原価に基づいている。

上の例示で後入先出法による影響額の累計 116 ドルをいかに配分するかが重大な問題となる。さきに述べたように年間の後入先出法による影響額（あるいは予想年間影響額）を何らかの基準により配分する方法は以下に示す第 2 法で用いられ、また四半期別に別々の比率で配分する方法が第 1 法として示されている。こうした 2 つの方法による売上損益計算の要約は以下に示すところである。上に示した例示及び第 1 法による例示を簡単にするため、年間の売上損益計算の各四半期への配分は事後的に行なわれまたその情報はタイムリーに知らされているものと仮定する。実務上、こうした計算は予想に基づいて行なわれる。第 2(1)法、第 2(2)法、第 2(3)法、第 2(4)法は、年間の価格変動率と年間の操業度の予想を必要とするが、それは見積にあたって大きな誤差を生むかもしれない。

### 第 1 法

この方法における年間の後入先出法による影響額の四半期別配分は、年次基準で行なった計算とほぼ同じ方法で期首から当四半期末までについて計算

する。そ計算の結果は以下に示すとおりである。

	各四半期末			
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
(1) FIFO による商品				
期末棚卸高	\$ 1,000	\$ 1,300	\$ 1,700	\$ 1,400
(2) 四半期末の実際価格変動指數	1.00	1.03	1.05	1.09
(3) 基準年度の原価による商品期末棚卸高 ((1)÷(2))	1,000	1,262	1,619	1,284
(4) 基準年度の原価による棚卸資産の増減 (3)-商品期首棚卸高 \$ 1,100)	(100)	162	519	184
(5) 棚卸資産の増加高 (4)×1.00※)	0	162	519	184
(6) LIFO による商品				
期末棚卸高(\$ 1,100 +(5))	1,100(注)	1,262	1,619	1,284
(7) LIFO による影響額の累計 ((1)-(6))	\$ 3(注)	\$ 38	\$ 81	\$ 116

※最も早く取得した棚卸資産の取得原価に基づいている。

(注) 第1・四半期に LIFO による一時的な食込が生じ、100 ドルの減少が当該年度中に 103 ドルで補充されると見込まれていることに注意すること〔食込が永久に生ずると予想される場合には、損益に対する影響額は、この方法では、第1・四半期に控除される。考えられるもう1つの方法では、残りの四半期に食込による利益を割当ることになる〕。したがって、第1 法によれば LIFO による影響額は次のように各四半期に配分されることになる。

四半期別	金額
第1・四半期	\$ 3
第2・四半期	35 (38-3)
第3・四半期	43 (81-38)
第4・四半期	35 (116-81)
	<u>\$ 116</u>

## 第2法

第2法には次の例が示すように4つの方法がある。年間の後入先出法による影響額の見積は、各四半期末の棚卸資産の代りに年度末の予想棚卸資産

四半期報告書と後入先出法（飯岡）

1,400 ドルを用いられるということを除いては、前に示した例と同じ方法で計算される。後入先出法による影響額の四半期別の年間見積額は次のように算定される。

	各四半期末			
	<u>第1・四半期</u>	<u>第2・四半期</u>	<u>第3・四半期</u>	<u>第4・四半期</u>
(1) FIFO による商品				
期末棚卸高	\$ 1,400	\$ 1,400	\$ 1,400	\$ 1,400
(2) 予想価格変動指数	1.03	1.06	1.06	1.09
(3) 基準年度の原価による商品期末棚卸高				
((1)÷(2))	1,359	1,321	1,321	1,284
(4) 基準年度の原価による棚卸資産の増減				
(3) - 商品期首棚卸高				
\$ 1,100)	259	221	221	184
(5) 棚卸資産の増加高				
((4)×1.00※)	259	221	221	184
(6) LIFO による商品				
期末棚卸高(\$ 1,100				
+(5))	1,359	1,321	1,321	1,284
(7) LIFO による影響額の累計 ((1)-(6))	\$ 41	\$ 79	\$ 79	\$ 116

※最も早く取得した棚卸資産の取得原価に基づいている。

### 第2(1)法

後入先出法による影響額（あるいは見積影響額）を各四半期に等しく配分する。

影響額は各四半期に次のように配分される。

四半期別	累積%	LIFO による年間見積影響額	LIFO による影響額の配分 <sup>(注)</sup>
第1・四半期	25%	\$ 41	\$ 10
第2・四半期	50%	79	30
第3・四半期	75%	79	20
第4・四半期	100%	116	<u>56</u> <u>\$ 116</u>

(注) LIFO による影響額の各四半期別の配分額は次のように計算される。

$$\text{第1・四半期} \quad \$ 41 \times 25\% = \$ 10$$

$$\text{第2・四半期} \quad (\$ 79 \times 50\%) - \$ 10 = \$ 30$$

$$\text{第3・四半期} \quad (\$ 79 \times 75\%) - (\$ 10 + \$ 30) = \$ 20$$

第4・四半期  $(\$116 \times 100\%) - (\$10 + \$30 + \$20) = \$56$ 

## 第2(2)法

後入先出法による影響額を予想売上高に基づき各四半期に配分する。この方法によれば、次のようになる。

四半期別	売上高	%の累計	LIFOによる影響額の配分
第1・四半期	\$1,400	20%	\$ 8
第2・四半期	1,600	43%	26
第3・四半期	1,800	69%	21
第4・四半期	2,200	100%	61
	<u>\$ 7,000</u>		<u>\$ 116</u>

(注) 第1・四半期  $\$41 \times 20\% = \$8.2$   
 第2・四半期  $\$79 \times 43\% - 8 = \$25.97$   
 第3・四半期  $\$79 \times 69\% - (8+26) = \$20.51$   
 第4・四半期  $\$116 \times 100\% - (8+26+21) = \$61$

## 第2(3)法

後入先出法による影響額を先入先出法による売上原価に基づき各四半期に配分する。その結果は次のとおりである。

四半期別	FIFOによる売上原価	%の累計	LIFOによる影響額の配分
第1・四半期	\$980	20%	\$ 8
第2・四半期	1,120(2,100-980)	43%	26
第3・四半期	1,260(3,360-2,100)	69%	21
第4・四半期	1,540(4,900-3,360)	100%	61
	<u>\$ 4,900</u>		<u>\$ 116</u>

(注) 配分額の計算は第2(2)法の(注)を参照。

## 第2(4)法

後入先出法による影響額の見積額を各四半期別の予想売上高及び予想価格変動指数に基づき各四半期に配分する。

四半期別	予想売上高%	四半期別	累計	期首から当四半期 までの年間の予 想価格変動率で除 する。	予想売上高(%)に 予想価格変動率の 累計を乗ずる。(2) ×(3)	年間のLIFOによ る影響額の見積額
				(1)	(2)	(4)
第1・四半期	20%	20%		0% / 3% = 0%	0%	\$ 41
第2・四半期	23	43%		3% / 6% = 50%	22%	79
第3・四半期	26	69%		5% / 6% = 83%	57%	79
第4・四半期	31	100%		9% / 9% = 100%	100%	116
				<u>100%</u>		

四半期報告書と後入先出法（飯岡）

<u>四半期別</u>	<u>LIFOによる影響額の配分</u>	
	<u>累計額</u>	<u>四半期別</u>
	<u>&lt;(4)×(5)&gt;</u>	
第1・四半期	\$ 0	\$ 0
第2・四半期	17	17(\$ 17 - 0)
第3・四半期	45	28(\$ 45 - \$ 17)
第4・四半期	116	71(\$ 116 - \$ 45)
		<u>\$ 116</u>

上述のそれぞれの方法による結果を要約によれば下記のとおりである。

方法別の LIFOによる影響額の配分

<u>四半期別</u>	<u>第1法</u>	<u>第2(1)法</u>	<u>第2(2)法</u>	<u>第2(3)法</u> <sup>(注)</sup>	<u>第2(4)法</u>
第1・四半期	\$ 3	\$ 10	\$ 8	\$ 8	\$ 0
第2・四半期	35	30	26	26	17
第3・四半期	43	20	21	21	28
第4・四半期	35	56	61	61	71
	<u>\$ 116</u>	<u>\$ 116</u>	<u>\$ 116</u>	<u>\$ 116</u>	<u>\$ 116</u>

(注) 第2(3)法は第2(2)法と同じ結果になったが、これは例示を簡単にするため売上総利益を一定率とした（この事例では30%）ためである。

(2) 四半期末における食込の会計処理

棚卸資産の評価方法として後入先出法を採用している場合、四半期報告書を作成するにあたっての第2の問題は、棚卸資産の四半期末における数量が事業年度末に保有すべき数量より少ない場合、つまり四半期末に食込が生じた場合でその食込量が事業年度末までに補充されると予想される一時的食込があったときの会計処理である。APB第28号は、「後入先出法を採用している会社では、中間期に、基礎在庫から払出をし、しかも、年度末までには基礎在庫の払出し部分は補充されることが予定されている、という状況が起きることもある。この場合、中間期の期末たな卸高には、後入先出法の基礎在庫払出の修正をせず、したがって、その中間期の売上原価には、基礎在庫補充のための再調達価額見積額を算入すべきである<sup>(5)</sup>」と規定し、またわが国の「中間財務諸表作成基準」も同様の趣旨の規定をしている<sup>(6)</sup>。

このように一時的食込量を期首棚卸資産の帳簿価格ではなく再調達原価の

見積額で売上原価に計上する理由は、再調達原価が期首棚卸資産の帳簿価格を超過する限りその食込量が事業年度末までに補充されるときには年次決算には計上されることのない利益が四半期末に計上されることになるのを避けるためである。

バッターズも、この点に関して「事業年度を通じて棚卸資産の著しい季節的減少が発生した場合、中間財務諸表の作成に後入先出法を厳密に適用することは損益を著しく歪めることになるだろう。その影響は戦時の止むを得ない棚卸資産の食込と著しく類似している。当期の再調達原価が後入先出原価を超えると仮定すれば、厳密な後入先出法の手続は棚卸資産の食込の月には異常に高い利益を示し、棚卸資産を取替えた月には異常に低い利益を示すことになるだろう<sup>(7)</sup>」と述べている。

四半期末の棚卸資産について一時的な食込があったとき、その食込分を再調達原価で売上原価に賦課する場合、期首棚卸資産の帳簿価格と再調達原価との差額を貸借対照表上いかに処理するかについては次の4つの見解がみられる<sup>(8)</sup>。

- (1)棚卸資産勘定に対する修正として取扱う見解
- (2)棚卸資産の再調達原価により負債勘定として取扱う見解
- (3)繰延貸方項目 (deffered credit) として取扱う見解
- (4)期首棚卸資産の記帳原価をこえる再調達原価の超過額を負債勘定として取扱う見解

次にそれぞれを会計処理について若干の検討を試みよう。

- (1)棚卸資産勘定に対する修正として取扱う見解

この見解は期首棚卸資産に当期の棚卸資産の増加または減少を加減したものが期末棚卸資産と等しくなるということから、売上原価には棚卸資産の減少に対する正しい金額を賦課すべきであるとすれば、四半期末棚卸高は期首棚卸高からこの食込額を控除する以外の方法は矛盾した見解であるとする。

さらにこの見解は棚卸資産を特定の財貨としてではなく、発生したがいまだ収益に賦課されない原価とみなす後入先出法の理念に合致するものとして

## 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

支持されている。つまり棚卸資産勘定は収益に賦課されなかつたすべての発生した原価を包含すべきであり、もしある原価が収益に賦課された場合にはそれは棚卸資産勘定に留めておくべきでなく、したがつてその金額は棚卸資産勘定の修正として取扱われるべきであるとするのである。

しかしこの見解については棚卸資産原価が後入先出法の下で決定された歴史的原価よりも少なくなるため、取得原価主義の立場からは貸借対照表が意味をもたなくなるとして批判される。

### (2) 棚卸資産の再調達原価により負債勘定として取扱う見解

この見解の下では、四半期の売上高に対して低い原価で記録されている期首棚卸資産の一時的食込についてより高い再調達原価が賦課される場合には、取替の意図は期首棚卸資産の減少の記録ではなく、その棚卸資産を取替えるための原価に等しい金額を負債勘定として記録し四半期報告書に表示すべきであるとする。

つまり、この見解において負債勘定は法的債務を示すものではないが、こうした債務の存在を否定することは食込の補充の意志表明を否定することになり、補充が仮定されるならばそのために必要な費用に対する債務が認識されるべきであると考えるのである。

このような会計処理に対しては、従来の会計上の意味での債務が存在していない場合にそれを債務として示すこと、また期首棚卸資産の一時的な食込があったときにその事実を四半期報告書上に表示しないことになるといった批判がある。

### (3) 繰延貸方項目 (deferred credit) として取扱う見解

この見解では、期首棚卸資産の減少はその記帳原価で計算し記録するが、売上原価には期首棚卸資産の食込量の記帳原価に対する再調達原価の超過額をも賦課し、その超過額を四半期報告書上繰延貸方項目として計上する。

この会計処理は人為的に期末棚卸資産を減少させたり流動負債を計上するといった上記の2つの見解の欠点をさけ、期首棚卸資産の一時的食込を再調達原価で四半期の売上高に賦課することにより四半期の売上利益の一時的増

加をさけることができると主張される。しかし、この見解に対しても、次の(4)の見解で示すように繰延貸方項目を誤って適用するものであるとの意見がみられる。

(4)期首棚卸資産の記帳原価をこえる再調達原価の超過額を負債勘定として取扱う見解

この見解は期首棚卸資産の記帳原価に対する再調達原価の超過額を繰延貸方項目ではなく、負債勘定に貸記すべきであるとする以外は上記(3)と同じ見解である。この主張の論拠は繰延貸方項目は、通常、現金をすでに受取った将来の収益を示すものであり、一時的食込の場合には棚卸資産を補充するために将来現金を支払わなければならないのであるから負債勘定として四半期報告書上に表示されなければならないとするのである。

この会計処理に対しても、さきの(2)の見解に対する批判と同じように、この超過額は特定の債権者に対して一定の条件の下に支払うべき債務は存在しない点及び債務と認めるとしても記帳原価に対する再調達原価の超過額ではなく、(2)に示したように補充するために必要な再調達原価の全額を債務として計上すべきであるとの批判がある。

理解を容易にするために、これまで紹介した4つの方法について具体的な事例をあげて説明すれば次のとおりである<sup>(9)</sup>。

	数量	単価	金額
期首棚卸高	100	\$ 1.00	\$ 100.00
予想期末棚卸高			
期首棚卸高	100	\$ 1.00	\$ 100.00
当期追加高	5	2.00	<u>10.00</u>
合 計	<u>\$ 105</u>		<u>\$ 110.00</u>
四半期末棚卸高	90		

四半期末棚卸高の10単位の一時的食込は、\$ 20.00 の当期原価で四半期売上原価に計上される。上記4つの方法による会計処理は下記の通りである。

(1) 棚卸資産勘定に対する修正として取扱う見解

(借方) 棚卸資産の減少 (売上原価に賦課)	20
(貸方) 棚卸資産	20

## 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

### (2) 棚卸資産の再調達原価により負債勘定として取扱う見解

(借方) 棚卸資産の減少（売上原価に賦課）	20
(貸方) 支払勘定	20

### (3) 繰延貸方項目として取扱う見解

(借方) 棚卸資産の減少（売上原価に賦課）	20
(貸方) 棚卸資産	10
繰延貸方項目	10

### (4) 期首棚卸資産の記帳原価をこえる再調達原価の超過額を負債勘定として取扱う見解

(借方) 棚卸資産の減少（売上原価に賦課）	20
(貸方) 棚卸資産	10
支払勘定	10

以上、4つの会計処理に基づいた場合、四半期報告書での棚卸資産勘定は、それぞれ \$80, \$100, \$90及び\$90と表示される。

ところで APB 第28号及びわが国の「中間財務諸表作成基準」はともに上記4つの会計処理のうちいずれの方法を採用すべきかについて言及していないが、食込量が事業年度末に常に保有すべき棚卸資産の基準数量の一時的減少数量であるとする考え方からすれば、四半期末には次に示す記帳によって食込量に相当する棚卸資産を再調達原価の20ドルで他企業から借受け、これを食込みの帳簿価額で受入記帳し、はみ出した額の10ドルを売上原価に加算し、また貸方には棚卸資産補充引当金20ドルを記帳し、貸借対照表上流動負債として取扱う方法が妥当な会計処理であると考える<sup>(10)</sup>。

#### ① 食込払出時の記帳

(借方) 棚卸資産の減少（売上原価に賦課）	10
(貸方) 棚卸資産	10

#### ② 四半期末決算時の記帳

(借方) 棚卸資産	10
棚卸資産の減少（売上原価に賦課）	10
(貸方) 棚卸資産補充引当金	20

- (1) Kieso, Donald E., Weygandt, Jerry J., *Intermediate Accounting*, 5th Ed., (John Wiley & Sons, 1986), p. 395.
- (2) AICPA, Accounting Standards Division, Task Force on LIFO Inventory Problems, *op. cit.*, p. 68.
- (3) *Ibid.*, pp. 69—70.
- (4) *Ibid.*, pp. 90—95, Appendix IV.
- (5) AICPA, Opinions of the Accounting Principles Board, APB Opinion No. 28, "Interim Financial Reporting," (In: *FASB Accounting Standards, Current Text, as of June 1, 1986*, p. 27281).  
日本公認会計士協会国際委員会訳『AICPA 会計原則審議会意見書』, 大蔵財務協会, 昭和53年, 501ページ。
- (6) 大蔵省企業会計書議会「中間財務諸表作成基準」(昭和52年3月29日) 第2の2の4
- (7) Butter, J. Keith, *op. cit.*, pp. 209—210.
- (8) FASB Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues related to Interim Financial Accounting and Reporting*, May 25, 1978. Financial Accounting Standards Board. p. 59.
- (9) *Ibid.*, pp. 61—62.
- (10) 番場「中間財務諸表作成基準解説」(日本公認会計士協会編『半期報告と監査』, 大蔵財務協会, 昭和52年) 30ページ。さらに番場教授は, 単位原価5,000円, 食込量が1,000個, 中間決算時の単位当たり再調達原価が12,000円である場合を例にとり次の修正記帳を示し, 貸方の売上原価差額は流動負債として中間貸借対照表に記載される会計処理についても説明されている(番場「同上稿」, 29ページ)が, この方法は, 本文で紹介した4つの方法のうち(4)の方法に該当するといえよう。
  - ①食込払出時の記帳  
(借方) 売上原価 5,000,000 (貸方) 棚卸資産 5,000,000
  - ②中間決算時の記帳  
(借方) 売上原価 7,000,000 (貸方) 売上原価差額 7,000,000

## 7 むすび

本稿では, 四半期報告書の作成にあたって棚卸資産の評価方法として後入先出法を採用している場合の問題点を解明するため, まず, 後入先出法の生

#### 四半期報告書と後入先出法（飯岡）

成過程をたずねるとともに後入先出法の弱点ともいえる食込問題を回避するために考え出された金額後入先出法の構造を分析した。

ついで金額後入先出法の具体的な適用事例として、アメリカ税法で認められているダブル・エクステンション法、指数法及びリンク・チェン法について紹介し、また後入先出法を採用した場合に四半期報告書との関連で特に重要な食込の問題を検討した。

さらに、後入先出法をめぐるこうした問題点の検討を前提に、本稿の主題である四半期報告書の作成にあたって後入先出法を採用している場合に解明しなければならない主要な問題点として、(1)後入先出法による影響額の四半期別配分方法の問題、(2)四半期末における食込の会計処理の問題について検討した。

いうまでもなく、タイムリー・ディクロジャーは今日の経済社会にみられる国際化と技術革新にともない「企業の経営活動は、外国為替相場の短期的な変動や商品のライフサイクルの短期化等企業をとりまく急激な変化により強い影響を受けるようになってきている<sup>(1)</sup>」ためますます強く要請されるにいたっており、加えてわが国の中間財務諸表制度は昭和52年に本格的に導入されて以来、既に10年の歳月を経過しているところから、現行の半期報告書制度について改善の余地があるようと思われる。

しかし、中間財務諸表をめぐり検討を要する課題は多い。なかでも、中間財務諸表の作成にあたって営業費用を営業収益に合理的に対応させることは中間財務諸表が「事業年度を構成する中間会計期間に係る有用な情報を提供する<sup>(2)</sup>」ための鍵といえるが、とくに各中間決算日ごとに棚卸資産を適切に評価して、営業費用の主要な部分を占める売上原価を適正に算定することは極めて重要な課題である。その意味で、ここでは主としてアメリカの文献に基づいて棚卸資産の評価方法として後入先出法を採用している場合の四半期報告書の作成上の問題点を検討した次第である。

駒沢大学経済学論集 第19巻第1・2号

- (1) 大蔵省企業会計審議会第一部会小委員会『証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）』（昭和61年10月31日）四の1
- (2) 大蔵省企業会計審議会『中間財務諸表作成基準』（昭和52年3月29日）第1の1